

熊本県公報

号外 第 59 号
平成 16 年 10 月 1 日 (金)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

規 則

- 熊本県衛生事務に関する委任規則の一部を改正する規則…………… (行政経営課) 1

本号で公布された規則のあらまし

◇熊本県衛生事務に関する委任規則の一部を改正する規則

(1) クリーニング業法に係る委任事項として以下のことを定めることとした。

- ア クリーニング業法第5条第2項の規定によるクリーニング所を開設しないで洗濯物の受取及び引渡しをする営業の届出を受理すること。
- イ クリーニング業法第5条の3第2項の規定による地位の承継の届出を受理すること。(第1条第14号ウ関係)
- ウ 法第11条の規定による業務用の車両のその営業のための使用の停止を命ずること。(第1条第14号キ関係)

(2) レジオネラ症防止条例に係る委任事項として以下のことを定めることとした。

- ア 旅館の入浴施設、公衆浴場の入浴施設、医療施設の入浴施設及び社会福祉施設等の入浴施設に関して水質検査の結果が基準に適合していない旨の報告を受けすること。(第1条第32号ア関係)
- イ 医療施設の入浴施設及び社会福祉施設等の入浴施設に関して必要な報告をさせ、職員に立入検査をさせること。(第1条第32号イ関係)
- ウ 医療施設の入浴施設及び社会福祉施設等の入浴施設に関して必要な措置をとるべきことを命ずること。(第1条第32号ウ関係)
- エ 医療施設の入浴施設及び社会福祉施設等の入浴施設に関して入浴施設の使用の中止を命ずること。(第1条第32号エ関係)
- オ 営業の停止又は入浴施設の使用中止を命じたときは、当該命令に係る旅館、公衆浴場、医療施設及び社会福祉施設等の名称及び所在地並びに営業停止又は使用の中止を命じた理由を公表すること。(第1条第32号オ関係)

(3) この規則は、平成16年10月1日から施行することとした。

規 則

熊本県衛生事務に関する委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成16年10月1日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第47号

熊本県衛生事務に関する委任規則の一部を改正する規則
熊本県衛生事務に関する委任規則(平成3年熊本県規則第18号)の一部を次のように改正する。

- 第1条第14号アを次のように改める。
 - ア 法第5条第1項の規定による開設の届出、同条第2項の規定によるクリーニング所を開設しないで洗濯物の受取及び引渡しをする営業の届出及び同条第3項の規定による届出事項の変更等の届出を受理すること。
- 第1条第14号カ中「停止し、」を「停止」に改め、「閉鎖」の次に「若しくは業務用の車両のその営業のための使用の停止」を加え、同号中カをキとし、オをカとし、エをオとし、ウをエとし、イの次に次のように加える。
 - ウ 法第5条の3第2項の規定による地位の承継の届出を受理すること。
- 第1条第31号の次に次の1号を加える。
 - (32) 熊本県入浴施設におけるレジオネラ症の発生防止のための衛生管理に関する条例(平成16年熊本県条例第13号。以下この号において「条例」という。)の施行に関する事務
 - ア 条例第3条第1項第10号(同条第3項又は条例第4条第2項の規定により適用さ

れる場合を含む。)の規定により水質検査の結果が条例第3条第1項第8号(同条第3項又は条例第4条第2項の規定により適用される場合を含む。)の規則で定める基準に適合していない旨の報告を受けること。

イ 条例第5条第1項の規定により必要な事項を報告させ、又はその職員に立入検査をさせること。

ウ 条例第6条の規定により必要な措置をとるべきことを命ずること。

エ 条例第7条の規定により入浴施設の使用の中止を命ずること。

オ 条例第8条の規定により営業の停止又は入浴施設の使用の中止を命じたときは、当該命令に係る旅館、公衆浴場、医療施設又は社会福祉施設等の名称及び所在地並びに営業の停止又は使用の中止を命じた理由を公表すること。

附 則

この規則は、平成16年10月1日から施行する。